

質 疑 回 答 書

令和 7 年 1 月 8 日

主管課： 建築課

契約件名：起工第 93 号 生涯学習センター昇降機設備更新工事

上記について、質疑がありましたので以下のとおり回答します。

番号	図面・仕様書等番号	質疑事項	回答内容
1	EV-01	工事完成後、無償保守期間は 3 ヶ月となります。期間終了後のメンテナンスについてはどのようになりますか。エレベーターはメーカーメンテナンス契約により発揮させる事ができる機能を搭載しています。	建物保守業者に別途業務委託する。
2	EV-01	現地調査（昇降路内）の実施は可能でしょうか。	施設管理者との調整のうえ可能とする。
3	EV-01	工期 R8-3-24 までとなっていますが、施工時期については、当社施工可能日程でよろしいでしょうか。	工事仕様書 2 7 章の通りとする。
4	EV-01	1 章 7 項について、業務工程表の概成工期は契約工期とは異なるものでしょうか。	同一のものとする。 ただし、EV-01 1 章 7 項の概成工期については誤記であり、「着手日から令和 8 年 3 月 2 4 日まで」を正とする。

工事仕様書

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

26. 前払金申請について

契約締結後30日以内に必ず前払金の請求を行い、支払いに応じること。

27. 施工時期については令和7年12月着手を予定している。

詳細な日程については施設管理者と協議を行い決定すること。

その他これに記載していない事項については、監督職員と協議すること。

